

13

家族経営の展開と当面する問題

かわ むら よし お
川 村 嘉 夫

- I 家族経営の展開【略】
- II 「專業戸」と私営企業の成長【略】
- III 家族経営の当面する問題【一部略】

出典 『中国農村の改革—家族経営と農産物流通—』
阪本楠彦・川村嘉夫編 研究双書379
アジア経済研究所 1989年 第2章

- I 家族経営の展開【略】
- II 「專業戸」と私営企業の成長【略】

III 家族経営の当面する問題

- 1. 生産の躍進と停滞【略】
- 2. 耕地の潰廃【略】
- 3. 農業投入の減少【略】

4. 家族経営と土地問題

- (1) 土地配分と零細経営

ある調査（中央固定観察地）によれば⁽²⁶⁾、1986年の土地経営の状況は、村組（旧生産大隊・生産隊）の集団経営1.7%，経済聯合体経営0.2%，家族経営96.7%，村外の集団あるいは個人経営1.3%，その他単位の経営0.1%となっており、いうまでもなく家族経営がほとんどを占めている。

その「包乾到戸」（家族経営）の実施にあたっての土地配分は、「全国農村社会経済典型調査」（1984年冬～85年春実施）によると、人口に応じて70.1%，労働力に応じて7.7%，人口と労働力の双方に応じて21.3%，能力（技術、経営能力）に応じて0.4%となっており、家族人口数の多少に応じる配分が圧倒的に多い。農家1戸当たりの耕地は8.35ムー、そしてこの耕地が平均9.7カ所に分散していて1カ所平均0.86ムーであった⁽²⁷⁾。生産と生活の便宜を考え、農地の合理的区画や作物配置を保つよう配慮されたというが、土地の肥沃度、距離の遠近などの条件を平等にするため、零細な耕地がさらにいくつかの小地片に分割されたわけである。

山西省のばあい1983年末には全省で「包乾到戸」を実施（農家数の98%）、土地配分を行なっており、ここでは人口に応じて35.3%，労働力に応じて8.7%，人口と労働力の双方に応じて56%となっているが、条件の平等化をはかるため耕地の細分化が進んだ。陽城県291カ村の調査では、もとの耕地区画が29万余片であったのに、配分後は56万余片へと増えており、懷仁県城関郷秦城村のばあい、8000ムーの耕地が従来378片に分かれていたのが、「包乾到戸」後には1756片に分割されてしまった⁽²⁸⁾。

この平等な条件にもとづく土地配分は、かつての土地革命期（1927～37年）における「抽多補少、抽肥補瘦」（土地の多少と良し悪しを調整して平等に分配する）方式を思わせるものがあるが、圧倒的多数の農民の要求にもとづいて行なわれ、個別経営に対する意欲は高まり、生産は向上した。だがこうした零細経営にはただちに矛盾と問題が発生した。とくに人口配分によったばあい、耕作能力の高い農家とそうでない農家で前者は不足を後者は負担を感じるだろうし、一般に土地の合理的区画や機械耕作、灌漑、病虫害防除、優良品種の採用等、あるいは規模経済の効率をはかるのに不利であり、社会的分業と

商品生産の発展を妨げるものである。

黒龍江樺南県の例では、(1)零細化し、ある農家では請負耕地 2 塘（1 塘 = 15ムー）が 7 片に分割されて最大半塘、最小 1 ムー足らず、東西 4 キロメートルに分散して管理に不便であり、機械耕作ができなくなった。(2)「機動地」（人口・労働力の移動に備えた調整用農地）を食糧専業戸や地位を利用した幹部が請負っているのに農民が不満。(3)土地の管理が混乱、政策が不徹底で、契約は履行されず、勝手に「転包」（又請）が行なわれ、計画出産政策にもとづく「口糧地」（飯米用農地）の配分が行なわれていない（独りっ子に 2 倍やらず、規定以上出産したものにも分ける）。(4)農家肥料の使用量が減り、地力が下がっている。(5)土地の耕起回数が減り、耕地の粘結化が進んでいる。(6)多角経営、郷鎮企業が発展せず、土地の譲渡は進まず、適正規模経営の実現はむずかしい⁽²⁹⁾。

安徽省徽州地区では、1985年から土地への投入が減り、経営は粗放となり、土地の利用率と産出率が下降し、つぎのような 4 大矛盾が現われているとする。

① 請負の長期不变と人口・労働力の変動——請負の長期安定は、投資増加、地力培養、集約経営に有利で、農民の心理にかなっているが、人口と労働力がたえず変動していて土地との不均衡を生みだしている。「人多地少」戸は供出任務は果たせず飯米すら不足して、請負地の増加を切実に求めているのに、「人少地多」戸は土地を譲ろうとせず、荒れたままにしている。

② 土地の長期占有観念と経営の短期的行動——土地は農民にとって生産手段であるばかりでなく社会保障、福利、財産相続の働きがあり、土地を荒れたままにしていても容易に請負経営権を手放そうとしない。黔県西武郷の例で1986年に水田164.4ムーを放置しながらどの農家も他に譲ろうとしなかった。答えは簡単で、政策が変わったら何に頼って暮すのかね、というのである。その一方で土地の経営には深刻な短期的行動がみられ、略奪式経営を行なって土地への投入を増やさない。有効灌漑面積は連年下降、綠肥の播種面積は1977年の70万ムーから87年の26万ムーへ減少した。さらに土地経営

は利益が低いため、農民の意欲はなくなり、投入減少、地力低下の悪循環を招いている。

③ 土地の有限性と土地需要の増大——全区の耕地はわずか117万3000ムー、1人当たり0.77ムーにすぎないのに、土地への需要は絶えず高まっている。ところが農民は請負地を私有視して認可もへずに勝手に家を建て、郷鎮企業は法に反して無計画に良田を占用し、深刻な土地管理の無政府状態が存在しており、有限の土地を保持し合理的に利用することが、きわめて切迫した課題になっている。

④ 土地の適正規模経営と家族請負経営——適正な規模経営を行なうことは農村の生産力発展の必然的趨勢であるが、現在のきわめて零細な請負経営は、経済効率の向上と生産力のいっそうの解放にも影響を及ぼしている⁽³⁰⁾。

(2) 「双田制」

上にみた零細経営の問題は、とくに人民公社が解体し(生産大隊→村民委員会、生産隊→村民小組)、これから分離した地域的協同組織が十分に機能していない農村において際立っているようである。現在、家族経営の上に地域的協同組織が機能し、耕起、灌漑、防除等のサービス体系が整っている農村(家族経営と協同組織の「双層経営」)は30%、一部整い機能している農村は50%、あとの20%は家族経営のみで、協同組織はあっても「名存実亡」であるという⁽³¹⁾。後者のばあい、とくに国の食糧買付や集団留保金の徴収が困難になり、また土地管理がゆるがせにされて耕地の不法占用や転売などが進んでいる。

そこで農村各地に「双田制」(「両田制」)と称する土地管理方式が生じた。この方式は、一般に人口に応じて「口糧田」(自家飯米農地)を分け、その他を「責任田」として労働力に応じ、あるいは「種田能手」(農業の腕利き)にまとめて請負わせるか、有償で貸し出すものである。口糧田は農業税のみ納め、責任田は食糧買付契約と集団留保金の任務を負う。

四川省什邡県の例をみると、口糧田は村民小組を単位に全請負耕地の

40~50%を人口で均分するか、あるいは1人当たり耕地0.3~0.4ムーを配分し、ここでは農業税と水利費を合わせて一般に1ムー当たり15元負担する。責任田は農民の能力に応じて貸し出し「租賃費」をとるが、農業税と水利費のほか、食糧買付契約と集団留保金の任務を達成するとともに、集団に対して土地・施設の使用費を納めなければならない。これらの項目を合わせて租賃費と称しており、一般に1ムー当たり40~50元になる。口糧田は10~15年不变とし、責任田は労働力と人口の移動により加減するが「大安定、小調整」の方針をとる。企業で働く者や専業戸、兼業戸には口糧田だけ分けるようにし、それを放棄したばあいは1ムー当たり20~30元の奨励金を出す。こうして過去、集団留保金の納入達成はわずか15.5%にすぎなかったのが、双田制のあと100%になり、また耕地集中と規模経営が進み、いいかげんに耕作する風潮も収まったという⁽³²⁾。

(3) 農家の兼業化

上の「双田制」は、都市近郊で郷鎮企業が発展しており、農業外の就業機会に恵まれ、したがって、農業労働力の移動が進んでいる農村に多くみられる。そしてここでは双田制の性格から明らかのように、農家の兼業化が著しく進行している。

筆者が1986年11月に郷鎮企業調査のため訪問した江蘇省無錫県では、耕地は「三田制」を探っていて、「口糧田」45万6371ムーは人口により（1人平均0.4~0.5ムー）、「責任田」28万9702ムーは労働力により、「飼料田」4万7309ムーは豚の飼育頭数によりそれぞれ配分されているが、農家総数の90%が責任田を請負っている。その一方、郷鎮企業で働く従業員の95~98%は農村に戸籍をもち、その数は農村労働力の53.88%を占めている⁽³³⁾。つまり無錫の農家では、ほとんどが零細な耕地を手放すことなく、一家の基幹・青年労働力は郷鎮企業で働くという兼業農家になっているのである⁽³⁴⁾。

そして農業は、専ら女子労働力や老齢者によって担われ、郷鎮企業で働く家長からの余暇労働で補われている。いわゆる「三ちゃん農業」化してしまっ

た。同時期に訪問した山西省の大寨村でも、一帯は石炭採掘を中心とする郷鎮企業が盛んであるが、各農家では1人（男子）はこうした村営の企業（炭鉱、食糧加工、石材）ないし果樹園で働いており、農業は主に女子労働力によって行なわれている。

無錫県のばあい、東埠郷など責任田の集中をはかり、「種田能手」、「種田大戸」（規模拡大農家）が15～20ムーの規模で経営しているところもあるが、農業経営の収益が少なく、郷鎮企業で働くものとの所得格差を調整するため、つぎのような各種の助成措置が講じられている。(1)郷・村のサービス組織を通じて機械の貸与、耕起、播種、脱穀、灌漑等を優先的に行なう（無料あるいは低料金で）。(2)郷鎮企業の利潤から農業支援資金を投入する。(3)耕作面積により1ムー当たり80～100元を補助する。(4)商品糧、つまり国の買付食糧100斤だすことに数元を補助する。郷鎮企業からの農業支援資金の投入は驚くべきもので1981～85年の5年間で1億6975万元（うち農業生産への直接投入は6783万元）にも達しており、これは同期間の国からの農業基本建設投資の2.46倍に相当するという⁽³⁵⁾。こうした工業からの助成を「以工補農」あるいは「以工建農」というが、これでは全く補助金農業である。

参考のため、兼業農家化の一般状況を示す資料を掲げておこう。前述のように都市近郊の経済先進地域において兼業化は著しく進んでおり（第10表）、また郷鎮企業の発展と兼業化の進展との相関関係が明確に現われている（第11表）。第12表は兼業農家の非農業部門への就業構成を見たものであるが、国営企業への就業は主に臨時工、契約工であり、自営は主に商業、運輸、建築、サービス等の専業戸で、都市から遠い郷鎮企業の少ない農村にみられる。なお江蘇省吳県陸墓郷のばあい、農業と工業の所得格差、各農家の収入を均衡させるため、各農家が少なくとも1労働力は責任田を請負うようにし、そうでなければその農家から郷鎮企業に就業させないと定めている。したがって各農家はいずれも責任田をもつとともに、郷鎮企業で働くものがいるようになり、農繁期には大多数の企業が休暇にして責任田と口糧田の耕作にあたらせているという⁽³⁶⁾。

第10表 各種農家（兼業農家）の構成

所 在 地	位置	1人 当たり 耕 地 (ムー)	総戸数	「純農戸」		「兼業戸」		「脱農戸」	
				戸数	%	戸数	%	戸数	%
四川省：成都市宝和郷聯合大隊	都市郊外	0.56	849	27	3.2	768	90.5	53	6.3
成都市簇橋郷順江大隊	近郊	0.80	848	28	3.3	808	95.3	12	1.4
綿陽市城郊郷高水7隊	近郊	0.63	66	12	18.2	51	77.3	3	4.5
江油県西坪郷柏林1隊	遠郊	1.42	72	51	70.8	21	29.2		
江油県六合郷5大2隊	遠隔地	2.46	44	41	93.2	3	6.8		
湖北省：武漢市洪山郷南湖4隊	都市郊外	0.88	23	1	4.3	22	95.7		
枝江県問安郷英雄2隊	遠郊	2.24	27	20	74.1	7	25.9		
安徽省：鳳陽県城東郷南源東隊	都市郊外	0.70	38	11	28.9	27	71.1		
鳳陽県梨園郷車東莊大隊雁嶺隊	遠郊	6.02	16	16	100.0				
河北省：新県新安郷南郷12隊	都市近郊	1.01	35	9	25.7	26	74.3		
浙江省：寧波市西郊郷勝豊大隊	都市近郊	1.03	426	17	4.0	324	76.0	85	20.0
海塩県齊家郷中錢4隊	遠郊	1.97	33	25	75.8	8	24.3		
江蘇省：吳県陸墓郷孫更大隊	近郊	1.30	211	12	5.7	199	94.3		
吳県勝浦郷三家村4隊	遠郊	1.88	25	5	20.0	20	80.0		
上海市嘉定県馬陸郷	近郊	1.05	8,050	81	1.0	7,161	89.0	805	10.0

(原注) 上海市嘉定県が1982年のほか、他は1983年の調査資料による。

(出所) 稲尚楠「中国農民の兼業問題」(『農業経済論叢』第7号、1987年), 81頁。

第11表 郷鎮企業と兼業農家（1983年）

所 在 地	位 置	郷鎮企業 生産額 (万元)	兼業農家の総農家に占める比率(%)		
			小 計	兼業収入 50%以上	兼業収入 50%以下
四川省綿陽市高水7隊	近郊	168	81.8	41.2	40.6
安徽省鳳陽県城東郷南源東隊	都市郊外	6	71.7	9.6	62.1
江蘇省吳県勝浦郷三家村4隊	遠郊	807	80.0	33.5	46.5
四川省江油県西坪郷柏林1隊	遠郊	3	29.2	2.4	26.8

(原注) 郷鎮企業生産額は全郷の総生産額である。

(出所) 第10表に同じ (84頁)。

第12表 兼業農家の非農業労働の構成（1983年）

（%）

	国営企業	郷鎮企業	自 営
非農業労働の部門	8.3	54.1	37.6
非農業労働の種別			
工 業	17.4	56.1	4.2
商 業		8.7	21.3
交 通 運 輸	28.7	11.4	19.6
建 築・建 材	31.5	19.2	28.7
サ ー ビ ス（労務を含む）	19.2	4.6	24.1
そ の 他	3.2		2.1

(出所) 第10表に同じ(86頁)。

(4) 「転包」と経営規模拡大

さて、家族経営の全面成立後の土地政策は、先ず土地の請負期間を延長して、生産責任制に対する農民の信頼を強め、土地投資や生産条件の改善へ積極的に取り組ませることであり、さらに土地をしだいに「種田能手」へ集中して、経営規模の拡大をはかることであった⁽³⁷⁾。

土地の請負期間については、1984年の1号文件で一般に15年以上と定められ、また同年9月の中共中央と国务院の通達では、貧困地区で耕地は30年、荒山は50年と延長された。「転包」⁽³⁸⁾（土地の「又請」あるいは耕作権・請負権の「譲渡」）による土地の集中と経営規模の拡大については、先述のように、零細経営と兼業化の進行によって、農業生産とりわけ農作物栽培が停滞状況に陥っていることから、最も切実な課題になっている。

転包は家族経営の展開とともに現出し、やはり1984年の1号文件で、耕作能力を失ったか、他業に転じたものが、土地を集団（村・組）に渡して統一配分にゆだねること、また集団の同意のもとに又請にだし、一般に又請人（転入戸）が元請人（転出戸）に対して一定量の口糧（飯米）を公定価格で提供することが公認された。だが転包の動きは緩慢で、1983年夏の段階で土地を譲渡した農家は全国農家数の3%，譲渡された土地は全耕地の2.1%にすぎなかつた。しかもそのほとんどは規模拡大よりも請負農地配分の不合理を調整する

ためのものであった。土地集中が進まない原因は、第1に、農民がこれまで辛酸をなめつくしてきたため土地に特別の愛着をいだき、生活の保障手段として容易に手放そうとしない。請負期間の延長はかえって私有觀念を助長することになった。次に、大部分の農村は遅れていて離農しても就業の機会が少なく、また郷鎮企業の進んでいる農村でも、農業經營は技術裝備が劣って労働がきつく、コスト高で所得水準が低いため、とりわけ食糧專業戸になろうとするものは少ない、という事情によっている⁽³⁹⁾。

最近の1988年1月の農家1万余戸に対する調査においても⁽⁴⁰⁾、調査対象農家のうち、29%が「転入」を希望しているが、「転出」を願うものは5.1%にすぎず、どちらも希望しないものは65.9%に達している。注目されるのは、主に第二次、第三次産業に従事しているもので、請負耕地を「転出」したいと表明しているものがわずか10.8%にすぎないことで、土地譲渡の条件が備わっているものでも多数が土地を手放そうとしていないのである。

中国の見解の一つによると、土地の集中と適正規模經營⁽⁴¹⁾を実現するには、次のような条件が必要であるという。(1)非農産業が発展して農民に新たな就業機会があり、安定した収入が得られること、(2)耕地經營以外への労働力移動が60%以上に達すること、(3)農業機械化、生産に対する社会化サービスなどが整っていること、(4)適正規模農家の管理能力・生産技術が高いこと、(5)その農家の収入が当該地工業従事者の収入水準と同じか、それを上回ること、(6)土地の譲渡者と請負者の双方が自由意志によること、である⁽⁴²⁾。

なかでも非農産業の発展と農業労働力の移動は、転包——土地の流動——適正規模經營を形成するうえで必須の前提条件となるものであろう。だが先の江蘇省無錫県の例でも見たように、これだけでは十分ではない。1985年以降は農村の郷鎮企業が急伸長し、都市郊外などの先進地区では、労働力の移動が60~70%に達し、農家の農業外収入が70%以上を占め、1人当たり平均収入が700~800元にも上りながら、大量の土地移動は進行していないのである⁽⁴³⁾。したがって確かに、規模經營を支える農業機械化、社会化サービスの整備、農業經營の収入水準の向上などが、適正規模經營を実現する基本

条件となるであろう⁽⁴⁴⁾。しかし最後の譲渡・請負の自由意志についてはどうか。原則として尊重しつつ、かなりの行政指導が必要となってくるであろう。その事例に、土地集中、規模拡大の典型として、最近盛んに報じられている北京市順義県について見よう⁽⁴⁵⁾。

順義県は、耕地70余万ムー、農家約12万戸、1983年末から84年にかけ「包乾到戸」へ移行したあと、郷鎮工業の発展とともに非農業就業者が全労働力の70%以上を占めるに至り、農業は副業化し（「糧田」1戸平均5.8ムー）、投入は減り、粗放化してしまった⁽⁴⁶⁾。そこで無錫県と同様、郷と村が1984～86年に毎年3000万元もの補助金（1農家当たり250元、耕地1ムー当たり50元）を支出して各種の援助を行なったものの、農民の生産意欲を引きだすことはできず、87年から本格的に適正規模の経営（1労働力当たり15～25ムー）に踏み切った。

すなわち全県にわたり、(1)「(合作・集体) 農場」615カ所を280村、34万ムーの土地で設立した。農場は村合作経済組織（以下、村とする）との請負経営単位で、各300～500ムーの耕地を有し、労働力20程度を配備するから平均18.1ムーの規模である。(2)「專業隊」594を125村、25万1000ムーの土地で組織した。これは村の管理単位で、やはり各300～500ムーの耕地を有し、農家15～20戸を擁するから平均15.9ムーの規模となり、各農家が直接に村と請負契約を交わす。(3)自余の28村は「双田制」（口糧田と責任田）のままでし、責任田を專業戸に集中した（1労働力平均12.1ムー）。結果は、農民の生産意欲が大いに高まり、食糧は前年比9.4%の増産になったという。

なぜ順義県の規模拡大が成功したかについて、同県が(1)非農業の就業機会に恵まれていたこと、(2)集団経済が強固で郷鎮企業が発展していたこと、(3)農民の土地私有觀念が強くなかったこと、などを挙げているが、しかし最大の要因は、かなり強力に行政指導が進められたことであろう。すなわち順義県では、郷・村の幹部や県営・郷鎮企業の職員労働者・契約工、個人商工業者、経済作物栽培・飼養業の従事者など7種の人びとには耕地を請負わせず（七不包）、農業外収入のない純農家、役畜・トラクタ等をもつ「種田能手」へ優先的に請負わせる（両優先）という方針のもとに、兼業農家を「離土」さ

せて土地を集中し、入札と評議方式によって請負農家を選定するとともに、改めて土地の請負契約を結びなおしたのである⁽⁴⁷⁾。離農した農民には、公定価格による食糧配給が保障され、また1987年には、県、郷、村から4000万元の農業建設資金が投じられて、農業機械の購入や農業施設の整備に充てられ、生産サービス組織が強化されたという。

だが全国的にみて、前述の適正規模経営を実現する条件の成熟している農村は多くない。こうした地域ですら、放置すれば兼業化が進行している。順義県のように、大量の補助金をもって行政指導を進めうる農村はさらに限られよう。そして農産物買付價格の引上げ、農業収入の向上という價格構造の改革もきわめて困難であるとすれば、中国農業の長期にわたる零細経営化、兼業経営化、補助金農業化を避けることはできないであろう。

[注] —————

- (26) 馬炳全編『土地制度変革及其完善』(『農村工作通訊』増刊), 1988年。
- (27) 「全国農村社会経済典型調査情況綜合報告」(『農業経済問題』1986年第6期)。
- (28) 馬, 前掲書, 11頁。
- (29) 張延福・蔡聯青「土地承包制の調査和建議」(『農業経済』〈復印資料〉1987年第6期)。
- (30) 馬, 前掲書, 13頁。
- (31) 同上書, 10頁。
- (32) 同上書, 55頁。
- (33) 劉志仁・袁崇法等『中国農村工業化——郷鎮企業の発展と現状——』, アジア経済研究所, 1987年, 128ページ。
- (34) 大島一二「兼業の深化と農業再編の展開」(『中国研究』第12号, 1988年)で、同県の実態調査にもとづく詳しい紹介が行なわれている。
- (35) 劉・袁, 前掲書, 127頁。
- (36) 稅尚楠「中国農民的兼業問題」(『農業経済論叢』第7号, 1987年)。第10表、第11表、第12表は、6省1市の15カ所典型社隊調査資料によっている。
- (37) 盧, 前掲論文, 191頁。
- (38) 最高人民法院「關於審理農村承包合同糾紛案件若干問題的意見」(『農村工作通訊』1987年第1期)によれば、「転包」とは、請負人が請負項目の一部あるいは全部を一定の条件で第三者に請負に出し、その又請人(第二份合同的承包人)

が元請人（第一份合同的承包人）に対して履行するとともに、さらに元請人がもとの請負発注者（発包人＝村組）に対して契約を履行する行為、としている。また「転譲」について、請負人自ら相手を探し、その第三者が請負人に代わって請負発注者に対して請負契約を履行する行為、としている。したがって「転包」は又請、「転譲」は耕作権・請負権の譲渡になるが、双方をふくめて「転包」と言っている例が多い。

- (39) 虞、前掲論文、192頁。なお「転包」問題については、若代直哉「中国の農地問題——“転包”をめぐって——」(『中国研究月報』1987年8月号)に詳しい。
- (40) 中央農村政策研究室農村調査辦公室「農村改革与農民——対一万余戸農民的問卷調査——」(『農業経済問題』1988年第8期)。
- (41) 聯合課題組「關於發展農業規模經營若干問題的研究」(『中国農村經濟』1987年第1期)によれば、規模經營の大小は、耕地資源条件（1人当たり・1労働力当たり耕地）、社会経済条件（農村商品経済、第二次・第三次産業の発展、労働力移動、社会化サービス体系の整備等）、物質技術条件（機械化水準等）、政治歴史条件（生産手段の所有制、農業立法・政策）などの影響と制約を受けるとしており、現在の条件のもとでの「適度」規模經營について、次表のような数値をだしている。

適正規模經營の計算値（1985年）

地 区	農村1労働力当たり純収入 (元)	1労働力当たり耕地面積 (ムー)	適 正 規 模	
			ムー／1労働力	ムー／1戸
江蘇南部(蘇州市)	1,052	1.54	15.78	31.51
華北平原	858	3.64	16.28	31.3
北京市	1,476	3.55	19.8	39.18
東北地区(松遼平原)	931.21	12.59	55.41	110

(注) 1労働力当たりの純収入と耕地面積も1985年の現状。

- (42) 梁振華等「關於農業經營規模問題的觀點綜述」(『農業経済問題』1988年第3期)。
- (43) 裴長洪「制約土地集中的因素和對順義方式的思考」(『経済研究』1987年第12期)。
- (44) 聯合課題組、前掲論文、29頁。
- (45) 趙樹楓等「増強農業活力的新探索——北京順義県農業規模經營試験調査——」(『紅旗』1988年第3期)。
- (46) 順義県の農民は、当時「責任田」について「吃糧離不開它、致富不指望它、丟了舍不得、種着又不想多投入」(御飯のためには手離せない、豊かになるには

頼りない、放りだすには勿体ない、耕作するにも身を入れたくない）と言つた。陳必將等『發達地区農業第二次騰飛的希望——順義県実行農業適度規模經營的調査——』（『瞭望』1987年第51期）。

(47) 裴、前掲論文、74~75頁。

(川村嘉夫／執筆時：神田外語大学外国語学部教授、現：同左)